

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用に係る取扱い

	現在の取扱い	今後の取扱い
対象者	感染拡大防止の観点から、在宅でのサービス利用を希望する者は広く対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅でのサービス利用を希望する者であること。 ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると本市が判断した場合。
在宅利用の要件	要件の一部を緩和し柔軟な取扱いを認める。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記すること。 ・指定権者から求められた場合には訓練・支援状況を提出すること。 <p>【報酬算定の要件】 ※今年度中については以下の通り、離島等に居住している在宅利用者（厚労省事務連絡の別紙の図中）に係る要件を満たせば報酬の算定を可能とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューの確保 ② 1日2回連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応 ③ 緊急時の対応 ④ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保 ⑤ 事業所職員の訪問又は利用者の通所により評価等を1週間につき1回は行う ⑥ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行う ⑦ ⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合、⑥による通所に置き換えて差し支えない <p>通常は上記の要件を満たす必要があるが、今年度中については⑤及び⑥を次の⑤'及び⑥'とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤' 訪問又は通所による評価を、電話・PC等による評価等に代替可 ⑥' 利用者の通所による評価を、事業所職員による訪問による評価も可
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅利用に係る申立書 ・在宅利用に係る個別支援計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅利用に係る申立書（既に提出済の利用者については不要） ・在宅利用に係る個別支援計画書（既に提出済の利用者については不要） ・新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用にかかる届出書（※事業者とりまとめ） ・在宅利用における支援効果に関するチェックシート（または、同程度の内容がわかるもの） ・事業者の運営規定の写し（在宅利用の実施内容について記載されているもの）
適用期間	当面の間	おおむね令和2年9月から今年度内（※今後の国の情勢等を踏まえ変更する場合があります。）